

# 千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱の改正（案）の概要について

令和8年2月25日

千葉県商工労働部経営支援課

## 1 千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱について

千葉県大規模小売店舗立地法等運用要綱（以下「要綱」という。）は大規模小売店舗立地法及び中心市街地の活性化に関する法律に基づく法の特例措置の円滑な運用を図るために必要な事項を定めております。

## 2 要綱の改正理由について

経済産業省から示された大規模小売店舗立地法における「デジタル原則」の対応通知及び大規模小売店舗立地法施行規則の改正を受け、現在、要綱に基づき実施している公告（県報掲載）縦覧手続について、インターネットを活用した県ホームページ掲載を基本とするため、要綱の改正を行います。

## 3 要綱の改正（案）の概要について

### （1）大規模小売店舗立地法施行規則改正に伴う変更

要綱条項	改正案	現行
第11条第3項	変更届出書及び添付書類の内容の要旨を店舗敷地内に掲示するとともにインターネット上にも同内容を掲載	変更届出書及び添付書類の内容の要旨を店舗敷地内に掲示

### （2）「デジタル原則」への大規模小売店舗立地法における対応に係る通知に伴う変更

届出書等の公告・縦覧について、県報での公告、書面での縦覧を廃止し、ホームページに掲載する方法により行う。

要綱条項	改正案	現行
第7条第1項	届出書等の公告は <u>県ホームページに掲載する方法により行う</u>	届出書等の公告は県報で行う
第8条第1項	届出書等の縦覧は <u>県ホームページに掲載する方法により行う</u>	届出書等の縦覧は経営支援課及び店舗所在市町村の担当部署において届出書等を備え付けて行う
第12条第1項	右記に加え、説明会開催の公告方法に <u>ホームページ等による開催案内の掲載を追加</u>	説明会開催の公告方法は、新聞への掲載やチラシ配布等により行う
第19条第1項	勧告に従わない旨の公表は、 <u>県ホームページに掲載する方法により行うほか</u> 適当と認められる方法	勧告に従わない旨の公表は、千葉県報に登載して行うほか適当と認められる方法

### (3) 計画書及び届出書の提出方法の変更

公告・縦覧のホームページ掲載等電子化に伴い、従来、書面での提出を求めていた下記書類について、電子データでの提出に変更する。

要綱条項	改正案	現行
第4条第2項（計画書の提出方法） 第4条第3項（県から市町村への計画書の通知方法） 第5条第1項（新設及び施設等変更届出書の提出方法） 第5条第2項（名称等変更届出書の提出方法） 第5条第3項（廃止届出書の提出方法） 第5条第4項（承継届出書の提出方法） 第5条第5項（県意見及び勧告に対する変更届出書又は変更しない旨の通知の提出方法） 第6条（県から市町村への届出書等の通知方法） 第10条第5項（説明会開催計画書の提出方法） 第10条第6項（説明会実施状況報告書の提出方法） 第13条（説明会不開催事由等報告書の提出方法）	<u>電子データ</u>	書面

#### 4 施行予定日

令和8年4月1日（水）